

第三者評価内容評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関する ガイドライン

判断基準、評価の着眼点、
評価基準の考え方と評価の留意点
(保育所版)

目 次

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成

- A①** A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。・・・ 1

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

- A②** A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。・・・ 3
- A③** A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。・・・ 5
- A④** A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。・・・ 7
- A⑤** A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。・・・ 9
- A⑥** A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。・・・ 11
- A⑦** A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。・・・ 13
- A⑧** A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。・・・ 15
- A⑨** A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。・・・ 17
- A⑩** A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。・・・ 19
- A⑪** A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。・・・ 21

A-1-(3) 健康管理

- A⑫** A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。・・・ 23
- A⑬** A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。・・・ 25

- A14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。・・・27

A-1-(4) 食事

- A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。・・・29

- A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。・・・32

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

- A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。・・・35

A-2-(2) 保護者等の支援

- A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。・・・37

- A19 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。・・・39

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

- A20 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。・・・41

■内容評価基準の評価方法について

○保育内容については、実際の保育の状況を観察することができないことも多いことから、次の文書等を通して確認することが必要となります。

- ・ 標準的な実施方法の文書化したもの（手引書・マニュアル等）
- ・ 保育課程・指導計画等の保育の計画
- ・ アセスメント票、保育日誌等の記録

○上記の名称の文書等がない場合、その他の方法で文書化され実施されていることが分れば、それに基づいて評価を行います。

○必要に応じ、訪問調査において、自己評価結果や上記の文書等の内容を踏まえ、実施状況を施設長、担当職員からの聴収等により確認します。

■『保育所保育指針』について

○「保育所における保育は養護及び教育を一体的に行うことを特性とする」と定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づくもので、「保育所における保育の内容に関する事項」と「関連する運営に関する事項」を規定し、保育所が行う保育内容の最低基準として位置づけられています。

○また、『保育所保育指針』の理解を図るため、『保育所保育指針解説書』が厚生労働省より示されています。

○保育所では、『保育所保育指針』の内容を十分に理解し、保育指針に基づき保育を行うことが基本とされています。

■子ども・子育て支援新制度における情報公表について

○子ども・子育て支援法にもとづき、施設・事業所において提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）を都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表することとされています。

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成

A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。

【判断基準】

- a) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。
- b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。
- c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。

評価の着眼点

- ☐ 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。
- ☐ 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。
- ☐ 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。
- ☐ 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。
- ☐ 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。

(1) 目的

○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、保育課程を編成しているかを評価します。また、保育課程の評価・改善の状況について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所保育は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としています。

○保育課程は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して編成されるものです。

○保育課程の編成により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。

○保育課程は、以下の事項を踏まえ編成されなければなりません。

- ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき編成されている。
- ・ 保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
- ・ 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって編成されている。
- ・ 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。
- ・ 上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう編成している。

○保育所の指導計画は、保育課程に基づき作成します。保育課程と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、保育課程の評価を行い、次の編成に生かしていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を保育課程には記載せず、別に定めている保育所もあります。

○保育課程の編成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え保育課程に反映しているか、さらに、保育課程の評価・改善の状況について確認します。

○本評価基準では、保育課程の編成について評価を行い、保育課程に基づく指導計画の策定は、「**42** Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

評価の着眼点

- ☐ 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☐ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☐ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☐ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☐ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☐ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちが安心して、くつろぎ、心地よく過ごすことのできる環境を構成する取組・工夫について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所における保育の基本は、環境を通して、養護と教育が一体的に展開されることであり、計画的に保育環境を構成していくことが重要です。

○保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、自然や社会事象などもあり、それらが総合的に構成されるものです。

○本評価基準では、生活にふさわしい場として、子どもが安心してくつろぎ、心地よく過ごすことができるよう、保育所内外の設備・用具等が創意工夫をもって整備されているかとの観点で評価します。

○保育所は、子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場であることが求められており、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように、環境を構成し、工夫して保育を行うことが大切です。

○室温、湿度の調整、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮し、心身の健康と情緒の安定が図れるよう保育環境を整えます。また、乳幼児は、心身が未熟で抵抗力が弱いいため、常に清潔な環境が保つことも必要です。

○家具や遊具の素材・配置等により、子どもたちが安心してくつろげる環境を構成し、環境を生かし工夫して保育を行います。

○食事、睡眠、排泄等の空間が、子どもの発達過程を踏まえ、心地よいものとなるよう整備されていることも必要です。

(3) 評価の留意点

○保育所がどのような環境づくりを目指して整備を図っているのかを捉えたうえで、具体的な取組を確認します。

○子どもが、清潔かつ安全で、安心感をもって生活できるよう、環境を整える取組や工夫、環境を通じた保育実践について確認します。

○建物・設備、備品の整備状況といった観点とともに、子どもが心地よく安心して過ごすことのできる環境を、保育所の工夫・取組によりどのように構成しているかについて評価します。

A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☐ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☐ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☐ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☐ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☐ せかさす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの子どもの理解を深め受容することにより、子どもの状態に応じた保育や援助が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの最善の利益を考慮し、心身ともに健やかな子どもを育てるために子どものあるがままの姿を受け止め、きめ細やかな関わりや援助をしていくことが必要です。そのためには、子どもを理解することが重要です。

○子どもを受容していくためには、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、職員間で共通理解を深めておく必要があります。

○子どもが安心して関わるができる保育士等の存在が、子どもの安定した生活を支えています。子どもの欲求や気持ちに伝えて優しく対応することにより、子どもは心地よくなる喜びとともに、自分の働きかけによって応じられた行為の意味を感じ取ることができます。

○子どものゆったりとしたくつろいだ時間の流れは、保育士等の援助・配慮により支えられています。「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」、「いけません」など制止させる言葉を不必要に用いないように配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

○子どもの発達過程や家庭環境など一人ひとりの子どもの状態を十分把握したうえで記録し、職員間で共有するための取組について確認します。

○指導計画などに、一人ひとりの子どもを受容するための援助内容が書かれていることを確認します。

○観察や記録において、気になる場面や対応については、①子どもの内面や状況を理解しているか、②保育士がどのような配慮をしているか、といった点に留意して、その援助の内容を確認します。

A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- ☐ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ☐ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- ☐ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☐ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、子どもたちが健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）を身につけることができる環境整備と援助の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所における生活の中で、子どもの発達状況等に応じて、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること、適度な運動と休息をとることなどを身につけていくことが重要です。

○生活習慣の取得は、急がせることなく、一人ひとりの子どもにとって適切な時期に援助していくことが大切です。子どもに分かりやすい方法・やり方などを示し、自分でできた達成感を味わえるように援助します。

○保護者との情報交換を行い、一人ひとりの子どもの家庭での生活状況や生活リズムを考慮することが大切です。

○基本的な生活習慣を身につける過程において、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫についても評価します。おもらしをしたときなどは、子どもの心を傷つけないよう援助・配慮をすることが必要です。

○自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるよう、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように工夫し援助することが大切です。

(3) 評価の留意点

○一人ひとりの子どもにとって、発達に応じた適切な時期に、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、基本的な生活習慣の習得ができるよう環境を整え、援助が行われているかを確認します。

○一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した環境整備と援助の取組について確認します。

○排泄・着替え等の生活場面におけるプライバシー保護については、「29 Ⅲ-1-(1)-②」で評価します。

A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

評価の着眼点

- ☐ 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ☐ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ☐ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ☐ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- ☐ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ☐ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☐ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☐ 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☐ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☐ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びが豊かに展開される保育の取組・工夫について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする保育が、生活や遊びを通して総合的に行われることが重要です。

○子どもが主体的に活動するためには、第一に、子どもが自らしてみようとする気持ちを受け止めること、第二に、安心して挑戦していくことができるように働きかけること、第三に、子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共有することが重要です。

○生きていくうえで必要な身体的な発達の基盤をなすのが乳幼児期です。子どもたちが進んで戸外に出て、十分に体を動かすことができるよう、適切な時間や環境を整備することが必要です。

○友だちと協同で活動できるような環境や援助が必要です。一人でじっくりと取り組める環境のほか、子どもが友だちと協同して遊びや活動ができる機会を提供するなど、友だち同士のやりとりを促すような保育環境を整えるとともに、保育士等が子ども同士の活動をつなぐような援助が大切です。

○様々な人間関係として、クラスの友だち以外にも異年齢児や保育所の中の大人、地域の方との関わりなど、豊かな人との関わりの場や機会が設定されているかどうかも重要です。

○生活環境の変化から、子どもたちは身近な自然に触れたり、様々な人と関わったりすることが難しくなってきています。たとえ自然環境が豊かな地域に住んでいても、積極的に自然と関わるためには、これまで以上に保育士等の配慮が必要です。物理的にあまり豊かとは言えない環境においても、子どもたちが主体的に自然や社会に関わることができるように工夫することによって、その効果を最大限にすることが求められます。

○豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにするため、経験したこと、感じたこと、考えたことなどを自由に表現できる環境の整備や機会の提供により、援助することが必要です。

(3) 評価の留意点

○乳児、3歳未満児、3歳以上児などの発達に応じ、子どもが主体的・自発的に活動できる環境を整え、保育が行われているかを確認します。

○一日の保育のなかで、子どもが主体的に生活と遊びができるための工夫が、どのように行われているかを確認します。

○集団保育や異年齢保育、個別対応など、それぞれの場面で主体的に活動できる環境をどのように設定し、保育を行っているかを確認します。

A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

評価の着眼点

- ☐ 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- ☐ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
- ☐ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- ☐ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- ☐ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- ☐ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

(1) 目的

○本評価基準は、乳児保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳児期は、発達が著しく、個人差が大きい時期であり、一人ひとりの子どもの状況に応じた保育が基本となります。未熟な乳児の健康と安全を確保し、応答的に関わる特定の大人（保育士等）との関わりによって生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら愛着関係を形成するとともに、探索活動や遊びにより主体的に生きていく基盤を培います。

○保育所保育の特性は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を培うよう子どもを育成していくことです。生活の中で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである養護と子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である教育が一体的に展開されます。

○乳児保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。

- ・ 疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、一人ひとりの子どもの発育・発達や健康状態の適切な判断に基づく保健的な対応を行う。
- ・ 一人ひとりの子どもの生育歴の違いに留意し、特定の保育士などが応答的に関わるよう努める。
- ・ 職員間や嘱託医との連携を図る。また、看護師及び栄養士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図る。
- ・ 保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者からの相談に応じる等保護者への支援に努める。
- ・ 担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。

○乳児が成長するうえで、最も重要なことは、人との継続的かつ応答的な関わりです。特定の保育士が、愛情豊かに優しく語りかけながら世話をすることにより、乳児は顔を見たり、表情を変えたり、声に反応したりし、子どもなりに自分の気持ちを表現していきます。

○このため、喃語（乳児のまだ言葉にならない声）にはゆったりとやさしく応える、授乳は抱いて微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませるなどの関わりが必要です。

(3) 評価の留意点

○一人ひとりの子どもの状態にそって、乳児保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育士等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と職員からの聴収等により確認します。

○乳児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。

○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とどのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているのかを確認します。

A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

評価の着眼点

- ☐ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- ☐ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ☐ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- ☐ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☐ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- ☐ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☐ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、３歳未満児（１・２歳児）の保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

（２）趣旨・解説

○３歳未満児の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。

- ・ 感染症にかかりやすい時期であり、日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を図る。
- ・ 生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの子どもの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重する。
- ・ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れる。
- ・ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えていく。
- ・ 情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動を促していく。
- ・ 担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。

○３歳未満児の保育においては、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて食事や、衣類の着脱など基本的な生活習慣がしだいに身につくよう配慮することが必要です。

○子どもの自我の育ちを支えられるよう、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲に環境や人・ものへの探索行動を存分にできるよう、安全に配慮しながら環境を整備したり保育士等が関わったりすることが求められます。

（３）評価の留意点

○一人ひとりの子どもの状態にそって、３歳未満児の保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育士等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と職員からの聴収等により確認します。

○３歳未満児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。

○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とどのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているのかを確認します。

A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

評価の着眼点

- ☐ 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☐ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☐ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☐ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

(1) 目的

○本評価基準は、3歳以上児の保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○3歳以上児（3・4・5歳児等）の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。

- ・ 基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮する。
- ・ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮する。
- ・ 遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、身体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くように配慮する。
- ・ けんかなど葛藤を経験しながらしだいに相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮する。
- ・ 生活や遊びを通して、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるように配慮する。
- ・ 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫する。
- ・ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がける。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるように配慮する。
- ・ 感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意する。
- ・ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。

○3歳から就学前までの子どもの保育は、その発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々との関わりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。

○保育所保育指針に示される内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。

○集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げる、協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え援助することが重要です。

(3) 評価の留意点

○3歳以上児の発達に応じた、保育室の環境と保育士の一人ひとりの子ども・集団への関わり等の保育内容を確認します。

○3歳以上児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。

A⑨ A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c)障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

評価の着眼点

- ☐建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☐障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☐計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☐子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☐保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☐必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☐職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☐保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○障害のある子どもの保育は、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけること、また子どもの状況に応じた保育を実施するため、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応が求められています。

○建物・設備などは、障害に応じて整備する必要があります。また、保育環境の工夫等により落ち着いて安心して過ごすための配慮が必要です。

○障害のある子ども一人ひとりの状態を的確に把握し、安定して生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう長期的な見通しをもって保育を行います。そのため、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。

○個別の指導計画を作成し、子どもの発達状況や課題等について保護者と情報を共有し、共通認識を持つよう努めることが重要です。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有する、専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取組も必要です。

○必要に応じて、医療機関や専門機関と連携を図ることは、障害のある子どもの発達を支えるうえでも、子どもの状態に応じた保育を行ううえでも重要です。

○職員が、障害のある子どもの保育に関して必要な知識や情報を得るために、研修を受けたり、保育所全体で定期的に話し合う機会を設けるなどの取組を組織的に行うことも重要です。

○保育所の保護者全体に対して、障害のある子どもの保育について理解を深める取組も必要です。

(3) 評価の留意点

○保育環境、保育士の関わりと友だちとの関わり、活動等の保育内容および職員の研修状況等について、個別の指導計画や記録等と職員からの聴収等により確認します。

○保護者の思いや不安などについて、保育士等が相談・援助していることや、プライバシーに配慮していることなどの取組を確認します。

○障害のある子どもが入所していない保育所もありますが、障害の診断を受けていないが配慮を必要とする子どもが入所していたり、入所後に保育士が発達の課題に気づくこともあります。その際に、どのように保育・援助を行っているのかについても評価の対象とします。

○行政や関係機関等との協力・連携が図られている場合には、その具体的な方法についても確認します。

A⑩ A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

評価の着眼点

- ☐ 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- ☐ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ☐ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- ☐ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- ☐ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- ☐ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- ☐ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、長時間にわたる保育のための環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○長時間にわたる保育では、子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。

○子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。

○夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごすなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士等の関わりが必要です。

○保育時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。

○保育士間で一人ひとりの子どもの状況について共通理解を図るとともに、引き継ぎの際には、保育士間での正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。

○長時間にわたる保育においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、保育時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。

○保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。

○本評価基準に言う「長時間にわたる保育」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。

A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。

評価の着眼点

- ☐ 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ☐ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☐ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☐ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ☐ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

(1) 目的

○本評価基準では、小学校との連携や就学を見通した保育がどのように行われているか、計画・内容・方法と、保護者との関わりの取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所での生活や遊びの中で積み重ねられてきた子どもの様々な育ちが、小学校以降の生活や学びへとつながっていくよう保育内容の工夫を図ることが大切です。

○保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたち認識されるよう配慮することが必要です。

○保育所の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。

○保育士等が小学校教員等と合同で研修したり、行政及び他の専門職も含めた地域の連絡会を設けたりするなど、連携を図ることも重要です。

○保護者の就学への不安を取り除き、期待と見通しが持てるような取組も必要です。

○保育所から就学先の小学校に、子どもの育ちを支える資料「保育所児童保育要録」を送付することになっています。保育要録は、保育所での子どもの育ち・発達の状況を的確に記録するとともに、子どもの良さや全体像が伝わるように工夫する必要があります。また、保護者の思いを踏まえて記載する必要があります。

(3) 評価の留意点

○指導計画等に小学校との連携や就学に向けた取組が記載されているか、子どもの好奇心に答え、友だちと興味関心にそった協同的な活動に取り組んでいるか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどの取組を評価します。

○小学校や行政の担当者との具体的な連携方法・内容について確認します。

○配慮を必要とする子どもに関する連携とともに、就学するすべての子どもについて、どのような計画のもと保育が行われているか、それによる子どもの成長について、小学校と共有しているか等の取組を確認します。

A-1-(3) 健康管理

A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☐ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☐ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☐ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☐ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☐ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☐ 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☐ 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの健康管理に関する保育所の実施体制の整備と、それにもとづく適切な健康管理の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの健康と安全の確保は、保育所での生活の基本です。そのためには、一人ひとりの子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて、子どもの心身の健康の保持増進を図る必要があります。また、保育所は、子どもが集団で生活する場であり、一人ひとりの子どもに加えて、集団の子どもの健康と安全の確保に努めなければなりません。

○健康管理は、一人ひとりの子どもの健康状態と集団の状況に応じて日々、丁寧に実施することが大切であり、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備し、それぞれの職員が必要な知識等を習得しておくことが必要です。

○子どもの保健に関する計画（保健計画）を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助します。

○子どもの健康管理においては、保育士と看護師、調理員・栄養士等の職員ならびに嘱託医との連携が不可欠であり、一人ひとりの子どもの健康状態等の必要な情報の共有、実施体制を定めて施設長が責任者となり組織的に取り組むことが必要です。

○保育所での健康で安全な生活には、保護者との協力は不可欠です。常に密接な連携を図り、子どもの健康状態に関わる情報共有が適切に行われるよう心がける必要があります。

○保護者から、家庭での生活状況、既往症や予防接種の接種状況、乳幼児健診等子どもの健康状態に関する情報を得られるような取組が必要です。

○保育所における子どもの健康に関する方針や取組について、保護者に周知するとともに、子どもの健康に関する必要な情報提供を行うことが大切です。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）は、それまで元気だった乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。原因はまだわかっていませんが、保育所では、寝かせつけの際には、うつぶせ寝をさけ、睡眠時にチェック表を利用して乳幼児の様子を把握するなど、十分な配慮が必要です。

(3) 評価の留意点

○健康管理に関するマニュアル、計画、記録等により、健康管理の実施体制・実施状況を確認します。

○保育所と家庭で情報共有しながら、子どもの健康の保持に努めている状況を確認します。

○一人ひとりの子どもの健康状態について、職員間でどのように情報共有を図っているかを確認します。

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

評価の着眼点

- ☐ 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☐ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☐ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します

(2) 趣旨・解説

- 健康診断・歯科健診は、一人ひとりの子どもの発育・発達状態や健康の状態を知り、日々の健康管理に有効に活用することが大切です。そのためには、記録を残すとともに、子どもの健康増進、又は受診、治療のために、保護者とも連携して進めていく必要があります。
- 診断結果によっては、嘱託医、保護者と連携し適切な援助が受けられるよう、市町村や保健・医療の関係機関と連携を図ることが必要です。
- 歯科健診については、歯と口の健康が生涯の心身の健康に影響することから、健診のみではなく、歯磨き指導や食生活を含めた心身の健康教育を計画するなど保護者や子どもに関心を持てるよう援助することも大切な取組です。

(3) 評価の留意点

- 健康診断・歯科健診の結果の保育内容への反映、家庭での生活につなげるための保護者との連携の取組について確認します。
- 健康診断・歯科健診結果の職員間での情報共有方法について確認します。
- 診断結果に基づいて、嘱託医や医療機関と連携を図っている場合、記録を確認します。

A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☐ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☐ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☐ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☐ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☐ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を得て、適切な対応を行うための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○アレルギー疾患、慢性疾患等の子どもの保育にあたっては、医師（かかりつけ医、専門医等）および保護者との連絡を密にして、病状の変化や保育の制限等について全職員が共通理解をもち、子どもの状況に応じた保育ができるよう、組織的に対応する体制が必要です。

○アレルギー疾患については、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容を理解し、組織的に対応を図ります。

○アレルギー対策等は、緊急を要することも多く、施設長のリーダーシップの下に、保育所における緊急対応マニュアルの作成や保健に関する計画などのもと管理・運営を行うことが必要です。

○アレルギー疾患においては誤食等により死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行うほか、日ごろから医師（かかりつけ医、専門医等）との連携を図ることや、記録方法の配慮等、適切な対応策を講じておくことが重要です。

○他の子どもや保護者が、アレルギー疾患や慢性疾患等について、正しく理解できるよう留意することが必要です。

(3) 評価の留意点

○マニュアル、計画、記録等により、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもの保育の状況や緊急時の対応方法・体制等を確認します。

○保育所と保護者との連携状況を記録により確認します。

○アレルギー疾患、慢性疾患や具体的な対応等について、職員に対し研修等の機会を設けているかを確認します。

A-1-(4) 食事

A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

評価の着眼点

- ☐食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☐子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☐子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☐食器の材質や形などに配慮している。
- ☐個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☐食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☐子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☐子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが食事を楽しむことができる環境の整備と取組・工夫、家庭との連携について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所における食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、毎日の生活と遊びの中で、自らが意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、大人や仲間などの人々と楽しみ合う子どもに成長していくことが期待されています。

○乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけ、その評価及び改善に努めることが求められます。

○発達にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食育の観点から食生活習慣の確立、栄養・食への関心、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。

○子どもが、楽しく落ち着いて食事をするためには、以下のような食事環境の整備や工夫が求められます。

- ・ 食事をする部屋は、衛生的で温かな親しみとくつろぎの場となるようにする。
- ・ 子どもの発達に応じたテーブル・椅子・食器・食具等の配慮をする。
- ・ 友だち、保育士、地域の人々や保護者など一緒に食事をする人の構成に配慮する。
- ・ 時には戸外で食べるなどの食事のスタイルの工夫をする。
- ・ 食事をつくるプロセス、調理をする人の姿に触れることができるようにする。

○自分にちょうどよい食事の量は、3歳頃から徐々に判断できるようになります。自分の適量を知る経験を積み重ねていくことが必要です。また苦手なものでも自分で選んだ量は、自分にあった量として前向きな気持ちで受け止め食べることができます。「残さず全部食べた」という達成感により、食に対する前向きな気持ちを育むことが大切です。

○食事の準備や片づけ、子どもが食材に触れる体験、栄養と健康に関する体験等、子どもが「食」について関心を深めるための取組が必要です。

○家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、保育所における食生活の充実を図ることも必要です。

○保護者に対しては、以下のような保育所での子どもの食事の様子や保育所の食育の取組を伝えるなど、食を通じた支援も大切な取組です。

- ・ 提供した食事の写真やサンプルを掲示し、その日の献立や量を保護者に知らせる。
- ・ 乳幼児期の「食」の大切さを保護者に伝える取組。
- ・ レシピの提示、試食会などにより、栄養・味付け・食べ方など保育所で配慮している事項への関心を促す取組。
- ・ 保護者からの食に関する相談への対応。

(3) 評価の留意点

○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画（保育課程・指導計画）に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。

○評価にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。

○食事が、子どもたちにとって楽しみなものとなるように検討する機会をもっているかを確認します。

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

評価の着眼点

- ☐ 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☐ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☐ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☐ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- ☐ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ☐ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☐ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供するための献立や調理等の工夫、衛生管理の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○食事は、子どもの身体的成長の基本であり、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供することが必要です。

○保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を策定する必要があります。

○子どもの嗜好、喫食状況などを把握し、メニューや調理方法などを工夫し、子どもにとっておいしく魅力のある食事となるよう評価・改善を行うことが必要です。

○旬の物や季節感のある食材を使ったり、行事食を提供するなど、季節感のある献立となるよう工夫することが大切です。

○地域の様々な食文化等に関心をもつことができるよう、食事内容や行事等の内容に配慮することが必要です。

○調理員・栄養士等の献立の作成や調理に直接携わる職員が、子どもの食事の様子を見たり、一緒に食事をしたり、子どもたちの話を聞いたりして、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気等を確認することは、提供する食事の評価・改善を行ううえで大切な取組です。

○子どもが安心して安全に食べることのできる食事を提供するために、保育所内の衛生管理の体制を整備することは最低限の義務であり、保育の質の向上を図るうえで積極的に取り組むことが必要です。

○衛生管理の体制確立は、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮し、組織的、継続的に取り組むことが必要です。

○衛生管理を目的としたマニュアル等を整備し、組織内の体制を確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくうえでも大切なことです。

(3) 評価の留意点

○子どもがおいしく安心して食べる食事を提供するための献立の作成や調理の工夫等について具体的取組を確認します。

○評価にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。

○衛生管理のマニュアルは、保育所の状況に応じて保育所独自に作成することが望ましいものですが、自治体が作成したもの、またはそれに準じたものを活用していることも保育所の取組として評価します。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☐ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☐ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☐ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解と得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○家庭との適切な連携を図り保育を行っていくためには、子どもの発達過程や保育の方針や意図について保護者との相互理解を図ることが重要です。また、家庭の状況に応じ、保護者とあわせ家族との連携が必要な場合もあります。

○保育所の保育の方針や保育課程の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。

○保育実践の場に保護者が参加することも大切です。保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直接子どもとふれあい、働きかける機会です。子どもからの反応も直接的に実感できることから、保護者が保育の意図を理解したり、子どもの発達や育児をともに考える良い機会です。

○保育所と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解としておくべき内容も多く記録が必要です。内容に応じ、指導計画に反映させることが必要です。

○記録にあたっては、どのような内容は記録に残さなければならないかといった基準を明確に定めているか、さらに記録する内容について職員間で標準化するように取り組むことが大切です。

(3) 評価の留意点

○日常的な情報交換の状況、子どもの発達や保育の意図などについて保護者と相互理解を図るための取組について確認します。

○保護者会や保護者懇談会、保育参加等、保護者と直接関わる機会を用意しているかを確認します。

○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の策定については、「**42**Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☐ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☐ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☐ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☐ 相談内容を適切に記録している。
- ☐ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、保護者が安心して子育てをすることができるようにするための保育所の保護者支援の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保護者に対する支援は、保育所の重要な役割です。保育所における様々な場面を活用しながら一人ひとりの保護者の状況に応じた支援が必要です。

○保育所における保護者の個別的な支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩みなどに対して、保育士等の知識・技術など保育所保育の専門性をもって行います。内容によっては、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要があります。

○具体的には、様々な場面で保護者の子育ての相談に応じたり、個別面談など個別の支援の機会を設ける等の取組について評価します。

○保育所と保護者との相談内容を記録し、必要に応じ関係職員で共通理解を図ることが必要です。

○主たる援助者となる保育士を、施設長、主任保育士、他の保育士等が役割分担し支援する必要があるため、組織として保護者を支援する体制づくりが必要です。

(3) 評価の留意点

○保育所における保護者支援の組織的な取組、相談対応の体制や状況等について確認します。

○保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供の方法について確認します。

○保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有しているかを確認します。

A⑱ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

評価の着眼点

- ☐ 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☐ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☐ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☐ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☐ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☐ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☐ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

(1) 目的

○本評価基準では、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。

また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。

さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。

○保育所は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生に予防的に取り組むことができます。

○保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために子どもへの虐待等権利侵害となる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしていくことが必要です。

○日頃から、虐待等権利侵害となる兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。

○家庭での虐待等権利侵害が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制を整えておくことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。また、施設長は速やかに児童相談所等の関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておくことが必要です。

○保育所による対応だけでは不十分であったり、限界があると判断される場合には、児童相談所等の関係機関との連携がより強く求められます。

(3) 評価の留意点

○虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアルとこれにもとづく組織的な取組、予防的な保護者支援の状況について確認します。

○各職員に対して、虐待等権利侵害に関する基本知識などの研修実施や、家庭での虐待等権利侵害の早期発見・早期対応について継続的に意識づけをどのように図っているかを確認します。

○関係機関等との連携については、「25Ⅱ-4-(2)-①」で評価します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A②0 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

評価の着眼点

- ☐ 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。
- ☐ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組み過程に配慮している。
- ☐ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☐ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☐ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☐ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、保育士等が保育の計画（保育課程と指導計画）や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければなりません。

○本評価基準における自己評価は、保育士等の保育実践の振り返りであり、第三者評価受審にあたり第三者評価基準を用いて実施する自己評価とは異なります。

○保育所の自己評価は、個々の保育士等が行うものと保育所全体で行うものの2つに大別できます。

○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上させることが目的あり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。

○保育士等は子どもと生活を共にする中で、一人ひとり子どもの育ちをしっかりと捉えることができる専門性が何よりも大切です。保育実践の振り返りは、指導計画のねらいと内容、環境構成、保育士等の援助などが適切であったかなど、保育の過程の全体を振り返ることによって行います。

○保育士等の保育実践の振り返り（自己評価）は、保育士等が個別に行うだけでなく、職員相互の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育のよさや課題の確認につなげます。こうした学び合いや協働の基盤を作ることも大切です。

○保育士等が行う保育実践の振り返り（自己評価）を保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

○保育所として、保育の質の向上に向けた保育士等の自己評価の実施方法を定めて実施しているか、保育実践の振り返り（自己評価）が保育内容の改善に生かされているか、保育所全体の自己評価につなげる仕組み等について確認します。

○保育所全体で行う自己評価は、「 I-4-(1)-①」、「 I-4-(1)-②」で評価します。